「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」 (平成 10 年環・厚・通告示第一号)について

> 経済産業省産業技術環境局環境指導室 環境省廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

廃 PET ボトルが「特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律第二条第一項第一号イに規定する物」(平成 10 年環・厚・通告示第一号)別表1の3の項の第1号イ(4)「ポリエチレンテレフタラートのくず(B3010)」に該当するか否かについては、以下により判断する。

(1)概要

PETボトルは容器包装リサイクル法(容器包装に係わる分別収集及び再商品化の促進等に関する法律)により平成9年から分別収集が求められ、PETボトルを利用、製造する事業者は再商品化義務を負うこととなっている。

(2)処分目的

繊維等として再生(条約附属書 BのR3)

(3)該否判断

本品目は告示別表第1の3の項の第1号イ(4)の「ポリエチレンテレフタラートのくず」に該当し、規制対象外。ただし、告示別表第1の3の項の第1号で規定されている「再生利用するために調製された」ことを確認することが必要であり、再生利用できるように分別、洗浄、裁断等が行われていることを確認する。 【告示別表第1の3の項の第1号イ(4)(ポリエチレンテレフタラートのくず(B3010))】

(4)備 考

生ゴミ等の分別されていない家庭ゴミが少量でも混入している場合には、条約附属書 に該当することとなり規制対象となる。

上記の「再生利用するために調製された」の解釈については、分別、洗浄、裁断等の調製が行われていることが考えられる。分別については、PET及びキャップ、フィルム以外のものが混入しないこと。洗浄については、目視で内容物が確認できない状態であることが必要。裁断についての大きさは問わない。

なお、PETボトルを圧縮したもの(ベール状)については、ボトルの中に飲み残しや汚れがある場合には洗浄されているとは判断できないため「再生利用するために調製されたもの」とは言えないが、目視で内容物が確認できない状態にまで洗浄されていれば規制対象外となる。